平成２３年（フ）第４６７４号
大阪市住吉区沢之町１丁目５番21―1001号
債務者　面谷　洋子（旧姓土浦）
1　決定年月日時　平成23年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４６７７号
大阪市淀川区十三本町１丁目18番10―705号
債務者　杉山　　猛
1　決定年月日時　平成23年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４６７８号
大阪府八尾市八尾木６丁目122番地　ベルエポック志紀103号
債務者　渡久地真理子
1　決定年月日時　平成23年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４６７９号
大阪府摂津市昭和園１番21号　ラウレール101号、住民票上の住所大阪府摂津市学園町２丁目10番10―303号
債務者　平野　良子（旧姓山崎）
1　決定年月日時　平成23年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４６８１号
大阪市西成区千本中２丁目９番４―501号
債務者　勝田　陽子
1　決定年月日時　平成23年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４６８７号
大阪市西淀川区大和田２丁目６番８―908号
債務者　原田　春美
1　決定年月日時　平成23年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４６９４号
大阪市大正区泉尾４丁目13―14、住民票上の住所大阪市大正区泉尾７丁目10番２―102号
債務者　村田　孝一
1　決定年月日時　平成23年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第９１号
静岡県富士市蓼原77番地の１　アイディーコート富士111号、前住所静岡県富士市横割４丁目２番７号
債務者　望月　雅士
1　決定年月日時　平成23年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月31日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月24日午前10時
静岡地方裁判所富士支部

平成２３年（フ）第１１０号
静岡県富士宮市小泉2093番地の24
債務者　大川たけ子
1　決定年月日時　平成23年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月31日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月24日午前10時
静岡地方裁判所富士支部

平成２３年（フ）第４６０４号
大阪市東成区神路１丁目13番１号　シビック神路403号
債務者　今木　敬夫
1　決定年月日時　平成23年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月２日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月13日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４６０５号
大阪市東成区神路１丁目13番１号　シビック神路403号
債務者　今木るり子
1　決定年月日時　平成23年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月２日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月13日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８７号
岡山県真庭市富尾640番地21
債務者　黒田美佐江
1　決定年月日時　平成23年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月５日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月12日午後１時30分
岡山地方裁判所津山支部

平成２３年（フ）第９４号
岡山県勝田郡勝央町勝間田740番地１
債務者　遠藤　　直
1　決定年月日時　平成23年７月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月５日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月12日午後１時40分
岡山地方裁判所津山支部

平成２３年（フ）第９９号
岡山県津山市山北69番地
債務者　竹久百合子（旧姓山﨑）
1　決定年月日時　平成23年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月５日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月12日午後１時30分
岡山地方裁判所津山支部

平成２３年（フ）第１００号
岡山県勝田郡勝央町勝間田769番地33
債務者　大澤　　敦
1　決定年月日時　平成23年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月５日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月12日午後１時30分
岡山地方裁判所津山支部

平成２３年（フ）第１０１号
岡山県勝田郡勝央町勝間田769番地33
債務者　大澤　聖徳
1　決定年月日時　平成23年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月５日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月12日午後１時30分
岡山地方裁判所津山支部